

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年6月14日

金曜日

号外

目次

規則

○富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年6月14日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第35号

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の医療費）

第17条の2 県は、法第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項の規定により新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者（以下「外出自粛対象者」という。）の医療費を負担する。ただし、当該外出自粛対象者若しくはその配偶者又は絶対的扶養義務者が医療費の全部又は一部を負担することができると思われるときは、その限度において、負担をすることを要しない。

第19条に次の1項を加える。

3 第14条から第15条までの規定は、外出自粛対象者について準用する。この場合において、第14条各号列記以外の部分中「省令第20条第2項第3号」とあるのは「省令第23条の9第2項第2号（省令第23条の18において準用する場合を含む。））」と、同条第2号中「法第19条若しくは第20条（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「法第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項の規定による外出しないことの協力を求められた対象の期間が含まれる月の属する年度（当該期間が4月から6月までの場合にあつては、前年度）」と、第14条の2第1項中「第13条の2第1項ただし書に掲げる者（同条第2項に規定する協力の求めに応じない患者を除く。））」とあるのは「第17条の2ただし書に掲げる者」と、第14条の4第1項中「第13条の2第1項ただし書及び第2項」とあるのは「第17条の2ただし書」と、同条第2項中「第13条の2第1項ただし書」とあるのは「第17条の2ただし書」と、「同項ただし書及び同条第2項」とあるのは「同条ただし書」と、第14条の5中「法第37条第1項」とあるのは「法第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項」と、第15条中「法第42条第1項」とあるのは「法第44条の3の3第1項又は第50条の4第1項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康対策室)